

○厚生労働省告示第六十三号

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の規定に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日

第二号中「食事せん」を「食事箋」に、「痛風食」を「痛風食、てんかん食」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久